

千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託
仕様書

1 委託名

千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託

2 目的

本業務は、千葉開府900年記念のレガシーとなるモニュメントのデザイン・設計・制作・設置工事を行うもの。

3 適用範囲

本仕様書は、千葉開府900年記念協議会(以下、「発注者」という。)が実施する「千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託(以下、「業務」という。)」に関し、必要な事項を定める。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 記念モニュメント制作に係る業務内容

本業務の内容は以下の通りとする。また、受注者は契約締結後速やかに業務計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。

(1) モニュメントのデザイン・設計・制作・設置工事

ア 設置場所

千葉駅東口【別紙1】

イ サイズ

- ・ 高さ 台座を含めて 4メートル以内
- ・ 幅 2メートル
- ・ 奥行 2メートル

ウ デザイン

- ・ 形状は立体像とする。
- ・ 素材・材質は提案に依るものとする。
- ・ 以下のテーマ及びコンセプトに基づいたデザインを提案すること。

■ テーマ

千葉一族と千葉のまちの繁栄の道を切り開いた千葉常胤(ちば・つねたね)の活躍

■ コンセプト

本モニュメントは千葉開府900年のレガシーとして、千葉開府 900 年の礎を築き千

葉一族および千葉のまちの発展に多大な貢献を果たした千葉常胤の活躍(以下のキーワード)を通じて、未来へ力強いメッセージを伝える存在とする。

◇ **キーワードから見る千葉常胤の活躍**

➤ **未来を見通す洞察力**

平家が隆盛を極めていた時代において、歴史の流れを的確に読み取り、石橋山の戦いで敗れて房総へ逃れてきた源頼朝に対し、いち早く味方する意向を示し、源平合戦・奥州合戦などに参戦した。

➤ **混迷の世を切り拓くゲームチェンジャー**

鎌倉に本拠を構えるよう頼朝に進言するなど、鎌倉幕府成立という日本史の大きな転換点に深く関わり、自ら局面転換を図りながら新たな時代を切り拓いた。

➤ **年齢を超えて生涯現役を貫く姿勢**

1180年に頼朝へ味方した際は63歳と当時高齢でありながら、さらに67歳で平氏追討のため自ら西国へ出陣、72歳で東海道大將軍として奥州合戦に参加。その後も頼朝の重臣として84歳まで活躍した。

(参考文献:「千葉常胤公ものがたり」千葉市・千葉市教育委員会)

■ **その他デザイン提案にあたり留意すること**

- ・ 幅広い世代の市民に永く愛されるシンボルとなり、且つ、国内外から注目を集めインバウンドを含む観光客を惹きつけ、今後の観光誘客の目玉となるデザイン。

エ **設計**

- ・ 発注者から了解を得たデザインに基づき、モニュメントの完成形をイメージできる図面及び模型を作成し、発注者と完成イメージの共有を図ること。

オ **構造及び材質**

- (ア) 基礎構造は、地上部の重量・寸法に応じて構造計算を行い、安定性・安全性を確保すること。
- (イ) 設置場所の地盤条件、周辺環境、気象条件(風水害、地震、紫外線など)を踏まえ、長期耐久性を有する構造・材質とすること。
- (ウ) デザインを表現するのにふさわしい質感、及び、景観との調和を考慮した構造・材質とすること。
- (エ) 万が一、人が乗った場合にも破損しない構造強度を有すること。
- (オ) 維持管理が容易なものとする。

カ **制作**

- (ア) 制作の過程で適宜デザイナーの監修を受けること。
- (イ) 適宜、発注者への進捗報告も行うこと。

キ **設置工事**

- (ア) 工事の計画・施工にあたって、工程・施工方法・安全対策等について、事前に発注者と

協議のうえ、十分な対策を講じること。

(イ) 設置作業時は周囲に十分注意し、道路管理者、警察等の指示に従い一般の歩行者及び周囲の安全を確保すること。

(ウ) モニュメント設置場所周辺の地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。

(2) 銘板の製作

ア モニュメントに付属する銘板を製作する。

イ 銘板に記載する内容は、主催者名称、900年ロゴ・キャッチコピー、記念の言葉、寄附者の名称などを予定。詳細記載内容は契約後に発注者から提供する。

(3) 設置場所の確定

ア 設置場所近辺の地下埋設物に関連する図面は、「参加資格審査結果通知」と同時に発注者から提供する。

イ 関連する行政機関等と協議のうえでモニュメントの具体的な設置位置を確定すること。

(4) 設置予定場所の樹木の抜根・移植及び整地工事

モニュメント設置予定場所にある樹木を発注者が指定する場所(千葉市内)へ適切に移植すること。

(5) 必要な行政手続き

本業務の実施にあたっては関係法令等を遵守するとともに、行政機関等各関係機関との協議及び必要な手続きを行うこと。

(6) 設置完了時期

令和9年3月下旬

6 業務実施体制

本委託業務を遂行する上で必要な以下①～⑦の業務について、本業務を確実に遂行できる実施体制を組み、十分に実績のある責任者・担当者を配置して業務を遂行すること。

① 意匠・デザイン

② 地質調査等

③ 設計・監理

④ 施工

⑤ 技術コンサルタント等

⑥ 安全管理

⑦ その他の必要な業務

7 最終報告書

(1) 以下の内容を含む報告書を提出すること

ア デザイン・コンセプト設計図

イ 基本設計図、実施設計図

ウ 構造計算書

- エ 施工計画書
- オ 設置前と設置後及び作業状況のわかる写真一覧(JPG データ)
- カ 維持管理マニュアル

(2) 納入期限

令和9年3月31日

(3) 納品場所

千葉市役所総合政策局都市アイデンティティ推進課
(千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟6階)

8 支払方法

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

9 著作権について

(1) 著作権の取り扱いについて

本業務により制作される著作物に関する著作権の帰属及び取扱いについては、本仕様書においては定めず、受注決定後、発注者及び受注者の協議により別途定めるものとする。

(2) 著作権の侵害の防止

- ア 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- イ 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

11 業務の再委託について

- (1) 受注者は、すべての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に千葉市の承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、千葉市に対して、再委託先のすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

12 守秘義務について

受注者は、業務上知り得た市固有の機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

13 その他留意事項

- (1) 受注者は契約後、提案書に基づく事業計画書を発注者に提出し、その事業計画書に基づき、

適切に業務を実施すること。

- (2) 受注者は、事業計画書等を変更する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、変更の承認を受けること。
- (3) 受注者は、発注者が定める「千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託」を含む当制度における規定等の関係資料を熟覧し、業務を履行すること。
- (4) 受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。また、業務の進行中も適宜発注者へ状況を報告し、発注者から問い合わせがある場合は速やかに状況を報告すること。
- (5) 契約にあたり、本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、発注者と受注者で協議のうえ、定めるものとする。